



鳥取県公報

令和3年7月1日(木)
号外第69号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 鳥取県資源管理方針の変更(381)(水産課) 2

告 示

鳥取県告示第381号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、鳥取県資源管理方針を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和3年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

変 更 後	変 更 前
<p>第1～第7 略</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針</p> <p style="padding-left: 2em;">特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1 くろまぐろ（小型魚）」から「<u>別紙5 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群</u>」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>（別紙1）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p style="padding-left: 2em;">1 鳥取県沿岸くろまぐろ漁業</p> <p style="padding-left: 4em;">（1） 略</p> <p style="padding-left: 4em;">（2） 漁獲量の管理の手法等</p> <p style="padding-left: 6em;">当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（<u>漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれ</u>がなくなったと知事が認める場合を除く。））にあっては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内）とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 鳥取県定置網漁業</p> <p style="padding-left: 4em;">（1） 略</p> <p style="padding-left: 4em;">（2） 漁獲量の管理の手法等</p> <p style="padding-left: 6em;">当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（<u>漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれ</u>がなくなったと知事が認める場合を除く。））に</p>	<p>第1～第7 略</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針</p> <p style="padding-left: 2em;">特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1 くろまぐろ（小型魚）」から「<u>別紙4 するめいか</u>」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>（別紙1）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p style="padding-left: 2em;">1 鳥取県沿岸くろまぐろ漁業</p> <p style="padding-left: 4em;">（1） 略</p> <p style="padding-left: 4em;">（2） 漁獲量の管理の手法等</p> <p style="padding-left: 6em;">当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合にあっては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内）とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 鳥取県定置網漁業</p> <p style="padding-left: 4em;">（1） 略</p> <p style="padding-left: 4em;">（2） 漁獲量の管理の手法等</p> <p style="padding-left: 6em;">当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合にあっては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内）とする。</p>

あつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内)とする。

3 鳥取県その他漁業

(1) 略

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合(漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれ がなくなったと知事が認める場合を除く。))にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする。

第3～第5 略

(別紙2)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県定置網漁業

(1) 略

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合(漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれ がなくなったと知事が認める場合を除く。))にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内)とする。

2 鳥取県その他漁業

(1) 略

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合(漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれ がなくなったと知事が認める場合を除く。))に

3 鳥取県その他漁業

(1) 略

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内)とする。

第3～第5 略

(別紙2)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県定置網漁業

(1) 略

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内)とする。

2 鳥取県その他漁業

(1) 略

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内)とする。

あつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内)とする。

第3～第5 略

第3～第5 略

(別紙5)

第1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群(以下「まさば及びごまさば」という。)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業に係る漁業者が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を鳥取県まさば及びごまさば漁業へ配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県まさば及びごまさば漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
定置漁業	箱網設置期間10ヶ月
中型まき網漁業(きんちやく網)	許可数1隻
小型定置網漁業	箱網設置期間10ヶ月